

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成29年7月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600206 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700010 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成19年12月25日の標準賞与額を21万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月25日

A事業所に勤務していた期間のうち、平成19年12月において賞与の支給があったのに、当該賞与に係る年金の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された賞与集計表及び請求者が提出した預金通帳から、請求者は、請求期間において賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、21万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700009 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700011 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額を平成 15 年 7 月 30 日は 31 万円、同年 12 月 30 日は 32 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 30 日及び同年 12 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 30 日及び同年 12 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 30 日
② 平成 15 年 12 月 30 日

A 事業所に勤務していた期間のうち、平成 15 年 7 月及び同年 12 月において賞与の支給があったのに、当該賞与に係る年金の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された支給控除項目一覧表及び請求者が提出した預金通帳から、請求者は、請求期間①及び②において賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求期間①は 31 万円、請求期間②は 32 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回

答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求
どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し
て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない
ことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700008 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700012 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額を平成 18 年 7 月 27 日は 18 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 36 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 27 日
② 平成 18 年 12 月 25 日

A 事業所に勤務していた期間のうち、平成 18 年 7 月及び同年 12 月において賞与の支給があったのに、当該賞与に係る年金の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された支給控除項目一覧表及び賞与一覧表並びに同事業所の回答等から、請求者は、請求期間①及び②において賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表にある賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、18 万 6,000 円に訂正することが必要である。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準

賞与額のいずれか低い方の額を認定することから、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から 36 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700006 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700013 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額を平成 18 年 7 月 27 日は 17 万 7,000 円、同年 12 月 25 日は 34 万 8,000 円、平成 19 年 7 月 25 日は 36 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 38 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 7 月 27 日、同年 12 月 25 日、平成 19 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 18 年 7 月 27 日、同年 12 月 25 日、平成 19 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 27 日
② 平成 18 年 12 月 25 日
③ 平成 19 年 7 月 25 日
④ 平成 19 年 12 月 25 日

A 事業所に勤務していた期間のうち、平成 18 年 7 月、同年 12 月、平成 19 年 7 月及び同年 12 月において賞与の支給があったのに、当該賞与に係る年金の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された賞与一覧表等及び請求者が提出した預金通帳から、請求者は、請求期間①から④までにおいて賞与の支給を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、請求者の請求期間①及び④に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表等にある賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求期間①は 17 万 7,000 円、請求期間④は 38 万

5,000 円に訂正することが必要である。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することから、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 34 万 8,000 円、請求期間③は 36 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700015 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700006 号

第 1 結論

昭和 43 年*月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年*月から昭和 51 年 3 月まで

両親の家業において A 県 B 市の市役所及び学校に商品を納入していたことから、役所相手の仕事に携わる手前、両親も国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

私が 20 歳になった昭和 43 年*月頃に住所地があった B 市 C 町の実家にて、母が私に代わって国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、昭和 49 年 5 月に同市 D 町に転居した後も、毎月、家業を営んでいた実家に B 銀行の担当者二人が集金に来訪しており、その集金の中に私の保険料も含まれていたと思うので、請求期間の未納の記録について、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「母が、私が 20 歳になった昭和 43 年*月頃に B 市 C 町の実家で国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、管轄社会保険事務所（当時）が作成した国民年金受付処理簿における請求者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日及び B 市が管理した請求者の昭和 51 年分国民年金保険料収納簿に記載された摘要欄の記録から、同年 11 月上旬に同市において夫婦連番で払い出されていることが推認でき、この頃に加入手続きが行われたものと考えられ、請求者が主張する加入手続きの時期と相違する。

また、請求者の国民年金被保険者資格取得日は、B 市が管理した請求者の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、請求者が 20 歳に到達した昭和 43 年*月*日に遡って取得しており、上述の加入手続き時点において、請求期間のうち同年*月から昭和 49 年 9 月までの期間は保険料納付の時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、「国民年金保険料は、私の実家のB市C町から同市D町に転居した昭和49年5月以降も、母が、毎月、家業を営んでいた同市C町の実家に集金に来ていたB銀行の担当者（女性二人）に渡しており、その集金の中に私の保険料も含まれていたと思う。」と陳述しているが、請求者及び請求者の両親の住所があったB市C町2組の昭和43年度から昭和50年度までの国民年金保険料収納簿によると、両親はそれぞれ国民年金に加入した60歳に到達するまでの期間に係る保険料納付済記録が確認できるが、当該収納簿に請求者の氏名は見当たらず、上記被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳には請求期間に係る納付記録の欄が未納を示す「0000」と表示されており、オンライン記録と一致している上、i) B市は、「請求期間に、C町において、B銀行の集金による国民年金保険料の収納は行っていない。」と回答、ii) B銀行の会長は既に亡くなっているものの、当該会長の子息は、「以前にB銀行に勤務していた職員二人に確認したところ、同銀行の営業に国民年金保険料の集金業務はなかった上、請求者が集金担当であったとして名前を挙げた者の一人は請求期間より後に入社、残る一人は高齢のため話が聞ける状態ではないと聞いている。」と陳述しており、請求期間に係る請求者の国民年金保険料が納付されていた事情はうかがえない。

加えて、請求者が請求期間当時の加入手続及び保険料の納付状況を知るとして名前を挙げた請求者の3番目の姉は、「両親から当時の状況を聞かされていないが、実家は役所相手に商売していたので、請求者を国民年金に加入させていたと思われ、市役所に雇われた方が実家に国民年金保険料の集金に来ていた記憶がある。妹（請求者の4番目の姉）からは、妹自身が国民年金の加入手続や保険料を納付した記憶もないのに、国民年金の加入記録があることから、母が加入手続及び保険料納付をしてくれたと思うと聞いている。」と陳述するが、オンライン記録等から、4番目の姉の国民年金の加入手続は、B市からE市に転居した後の昭和47年4月上旬に行われていると推認でき、請求者及び両親と同居していた期間を含む昭和39年9月から昭和47年3月までの期間は未納になっていることが確認できる。

その上、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、これらに関与したとする請求者の両親は既に死亡しており、国民年金の加入手続及び保険料納付に係る当時の状況について確認することができない上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構岡山広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600207 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700007 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 5 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月から平成 5 年 4 月まで

私は、平成 5 年 6 月頃に、A 市 B 区役所で学生が強制加入となった平成 3 年 4 月 1 日に遡って国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から平成 5 年 4 月までの国民年金保険料については、時効のため納付することができなかつた期間を除いて、請求期間のかなりの月数を納付していたはずなのに、当該期間の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、A 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿及び請求者が所持する国民年金保険料領収書（請求期間直後の平成 5 年 5 月から同年 7 月までの期間を現年度納付した郵便局の領収印があるもの）の発行日から、平成 5 年 6 月頃に同市 B 区において払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われ、学生が強制加入となった平成 3 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得しており、当該加入手続時点で、請求期間のうち同年 4 月は、制度上、保険料納付の時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、納付時に時効により納付できない期間があったものの、社会保険事務所（当時）から郵送された納付書にて、任意の納付対象月分を 1 か月単位にて A 市 B 区役所の窓口及び複数の金融機関で納付した旨を陳述しているが、その陳述する納付場所において納付したとする請求期間の納付記録が連続して複数年度にわたって欠落することは考え難い。

さらに、上述の加入手続時点において、請求期間のうち、平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は過年度納付の保険料となるため、A 市は、「当市の区役所では現年度納付に係る国民年金保険料の収納事務を取り扱っていたが、

過年度納付に係る保険料の収納はできない。」旨を回答しており、請求者の主張する納付方法では、当該期間の保険料を同市において納付することはできない。

加えて、上記被保険者名簿及び戸籍の附票によると、請求者は、大学を卒業した平成6年3月にA市からC市に転出しているところ、上述の加入手続時点において、請求期間のうち平成5年4月に係る国民年金保険料は現年度納付の保険料となるが、オンライン記録によると、社会保険事務所において、平成7年5月22日に請求者に対して過年度納付書（平成5年4月分）が作成された記録が確認できることからすると、平成5年4月の保険料は、A市において現年度納付されることなく、当該作成日時点までは同年4月は未納期間として記録管理されていたことがうかがえる。

その上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張するA市及び複数の金融機関は、いずれも当該期間に係る保険料納付の状況等を確認できる資料について、保存年限を経過しており確認することができない旨を回答又は陳述している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。